

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和49年5月1日に1日の空きも無くA社C事業部へ異動となった。厚生年金保険の加入記録に空白期間があることはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保存する社員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社の社内報によると、申立人は、昭和49年4月1日付けで、同社B事業部から同社C事業部への異動と記載されているが、同社は、「当時、異動は辞令が出てから1か月ほどの猶予があったと思われる。」と回答していることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生

年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和42年7月から同年10月までは3万3,000円、同年11月及び同年12月は3万6,000円、43年1月は3万3,000円、同年2月は3万6,000円、同年3月は3万3,000円、同年4月から同年6月までは3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から43年7月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせにある標準報酬月額の月別状況と、保存してあった給与明細書を照らし合わせたところ、昭和42年7月から43年6月までの標準報酬月額に差異があると思われる。給与明細書にある厚生年金保険料によれば、申立期間の標準報酬月額は42年7月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から43年6月までは3万6,000円ではないかと思われるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和42年7月から同年10月までは3万3,000円、同年11月及び同年12月は3万6,000円、43年1月は3万3,000円、同年2月は3万6,000円、同年3月は3万3,000円、同年4月から同年6月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の控除、届出及び納付については当時の資料は無く不明と回答しているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う

標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から同年6月まで

私は、A社の厚生年金保険に加入したため、重複して納付した昭和49年3月から同年6月までの4か月分に係る国民年金保険料を還付されているとのことだが、受け取った記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、昭和49年3月から同年6月までについては、国民年金被保険者台帳及びB市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、同年3月から厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者台帳及び被保険者名簿には、還付金額や還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで
昭和53年頃、母親がA市B区役所で加入手続をし、52年4月分まで遡って、金融機関で保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続や納付を行ったとするその母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年6月頃払い出されており、資格取得日が53年4月1日であることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和47年7月18日から勤務し、48年3月31日付けで退職をしたが、厚生年金保険の資格喪失日が本来は同年4月1日であるはずなのに、同年3月31日となっており、被保険者期間が、1か月間異なっているため、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、複数の同僚に申立人の申立期間におけるA社の勤務について照会したところ、覚えていないとしており、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A社において被保険者であった記録のある54名のうち、申立人を含め月末日に資格を喪失している者が11名確認でき、連絡先が判明した者に退職月に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答があった5名は、不明としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

さらに、A社は、昭和50年12月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類を保管していない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から 21 年 8 月 1 日まで
昭和 19 年秋に、勤務していたA社（現在は、B社）本社から同社C出張所に転勤し、24 年 9 月に退職するまで同社に勤務していたが、20 年 1 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までの期間が欠落しており納得できない。申立期間について、厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人から提出されたA社C出張所の所在地が記載された名刺及び申立人宛ての封筒により、申立期間において、期間の特定はできないものの、申立人が、同社同出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンラインの記録によると、A社C出張所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が、当時、A社C出張所に在籍していたと記憶する複数の同僚は、同社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同様、一旦同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和 21 年 8 月 1 日又は同日以降に同社本社において資格を再度取得しており、同社同出張所に勤務していたとする一部期間において被保険者期間の欠落が見られる。

さらに、B社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類を保管しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②において、標準報酬月額の記録がそれ以前の記録と比べて下がっている。当時は、毎年、昇給とベースアップがあり前年より給料が下がることは無かった。ベースアップ分は4月に遡り6月に支給されていた。このベースアップ分について、時間外手当及び通勤手当などの諸手当が、標準報酬月額に反映されていないように思われるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額について、毎年昇給とベースアップがあり給料が下がることは無かったとし、オンライン記録の標準報酬月額は、実際に受給していた給与額に見合う標準報酬月額と相違していると申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間①及び②におけるオンライン記録の標準報酬月額は、B健康保険組合が管理する申立人の被保険者台帳の記録及びA社が保管している厚生年金被保険者台帳の記録と一致している。

また、A社は、「申立人の人事記録に記載されている本俸は、従業員組合が調査し作成した賃金一覧表の本俸と一致しており、申立人の標準報酬月額は、常に本俸を上回っているため各種手当等を加算して届出をしたと考えられる。申立期間①については、各種手当の変動による給与の減少、また、申立期間②については、申立人と同期入社した社員の標準報酬月額も同様に下がっているため、各種手当の見直しがあり、下がったと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①について、A社に申立人と同期入社した男性社員 23 名の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立期間②について、上記の同期社員で申立期間②において同社に在職していた 21 名のうち 20 名は、申立人と同時期に随時改定が行われ、標準報酬月額の減額が確認できることから、申立期間①及び②において申

立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A社は、当時の賃金台帳等は、10年間の保存期間経過後、廃棄されたと回答していることから、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から23年3月まで

私は、昭和20年4月から23年3月までA社（現在は、B社）C工場に勤め、養蚕教師として各町村に派遣されていた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を見ると同社での被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社C工場において養蚕教師として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社C工場に勤務していた複数の同僚は、「養蚕の季節に働く養蚕教師は、短期の臨時雇いで厚生年金保険に加入していなかった。」、「自分は養蚕教師から1年を通して勤務する正社員となったが、養蚕教師の時は、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

また、上記の複数の同僚は、申立期間当時、A社C工場に勤務していたとして数名の養蚕教師の氏名を挙げているが、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該養蚕教師の氏名は確認できない。

さらに、D健康保険組合において、当時の記録は確認できない上、B社は、当時の賃金台帳等は残っておらず、申立人の人事記録、社員名簿を探したが見つからなかったと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から31年9月1日まで

私が昭和31年9月1日にA社に入社した時、夫は既に同社で働いていた。夫の厚生年金保険の資格取得日が私の入社日と同じ日付になっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立期間において、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に昭和28年4月に入社し、社会保険事務を担当した同僚は、「当時、厚生年金保険に加入していたのは一部の従業員のみであり、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入しておらず、社会保険事務所(当時)の調査があった後の昭和31年9月1日に申立人も含め未加入者全員が厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、31年9月1日付けで9名の者が、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社には当時の人事関連の資料は保存されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。